

令和 3 年 4 月 1 日
玄海町告示第 73 号
玄海町要綱第 26 号

玄海町新婚生活応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、婚姻に伴う経済的不安を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、少子化対策の強化に資することを目的とし、玄海町補助金等交付規則(平成 6 年玄海町規則第 10 号)に基づき、玄海町新婚生活応援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、婚姻を機に夫若しくは妻又は夫婦共同名義で新たに町内に住宅を取得又は賃借する際に要した費用のうち、住宅の取得費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料(公的制度による家賃補助を受けている場合は当該家賃補助に相当する額を、勤務先より住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を除く。)をいう。
- (3) 引越費用 令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、婚姻を機に本町への転入又は本町内での転居に伴い引越しをする際に要した費用(公的制度若しくは勤務先より引越しに要する手当が支給されている場合はその額を除く。)のうち、引越し業者又は運送業者に支払った引越しに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下であること。
- (2) 夫婦の所得(交付申請の時点で取得できる最新の所得証明書を基に、夫婦の所得金額を合算した額をいう。)が 400 万円未満であること。ただし、次の場合にあっては、規定する計算方法により算出した金額が 400 万円未満であること。
 - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者については所得なしとして夫婦の所得を算出する。
 - イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得額から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た金額。
- (3) 対象となる住居が町内にあり、申請時において、夫婦の双方又は一方の住民登録が当該住居の住所になっていること。
- (4) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- (5) 夫婦共に申請時から 1 年以上本町に定住する意思があること。
- (6) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、申請時において町税等の滞納がないこと。
- (7) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、玄海町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1

号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合算した額とし、1新婚世帯あたり30万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、玄海町新婚生活応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 住民票の写し(申請に係る住宅の住所に居住している者に限る。)

(3) 所得証明書(夫婦分)

(4) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書及び領収書の写し(住居費における住宅取得の場合)

(5) 住宅の賃貸契約書及び領収書の写し(住居費における住宅賃借の場合)

(6) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における住宅賃借の場合)

(7) 引越しに係る領収書の写し(引越費用の場合)

(8) 離職票又は雇用保険被保険者証などの写し(婚姻を機に離職した場合)

(9) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)

(10) 誓約書兼同意書(様式第3号)

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金を交付することを決定したときは、玄海町新婚生活応援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、玄海町新婚生活応援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに玄海町新婚生活応援事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に、第5条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、玄海町新婚生活応援事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)又は玄海町新婚生活応援事業補助金変更不交付決定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 第6条第2項又は前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、玄海町新婚生活応援事業補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、内容を確認し、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、玄海町新婚生活応援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、玄海町新婚生活応援事業補助金全部(一部)返還請求書(様式第11号)により、交付決定者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の請求書により返還を命じられた交付決定者は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 町長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。